

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
- ◇人委規則 管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則(職員課)
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(ク)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 一 農業改良普及所の名称を地域農業改良普及センターに改めることとした。
- 二 地域農業改良普及センターの所掌事務を次のとおりとすることとした。
 - 1 改良普及員の行う事務の連絡調整その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。
 - 2 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。
 - 3 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
- 三 施行期日等
 - 1 この規則は、平成六年十月十五日から施行することとした。

規 則

2 鳥取県農業改良資金貸付規則について、一に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター」に改める。

第十二条経営指導課の項第十二号、第七十七条第三項普及指導課、普及指導第一課及び普及指導第二課の項及び第八八条中「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター」に改める。

第四章第七節中「第二款 農業改良普及所」を「第二款 地域農業改良普及センター」に改める。

第九九条の表以外の部分中「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター」に、「鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例」を「鳥取県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例」に改め、同条の表中「鳥取

県鳥取農業改良普及所」を「鳥取県鳥取農業改良普及センター」に、「鳥取県八頭農業改良普及所」を「鳥取県八頭農業改良普及センター」に、「鳥取県気高農業改良普及センター」を「鳥取県気高農業改良普及センター」に、「鳥取県倉吉農業改良普及所」を「鳥取県倉吉農業改良普及センター」に、「鳥取県東伯農業改良普及所」を「鳥取県東伯農業改良普及センター」に、「鳥取県西伯農業改良普及所」を「鳥取県西伯農業改良普及センター」に、「鳥取県米子農業改良普及所」を「鳥取県米子農業改良普及センター」に、「鳥取県日野農業改良普及所」を「鳥取県日野農業改良普及センター」に改める。

第一百十条を次のように改める。

第一百十条 地域農業改良普及センターは、農業改良助長法第十四条の六第二項の規定による次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 改良普及員の行う事務の連絡調整その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。
 - 二 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。
 - 三 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
- 第百十一条中「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成六年十月十五日から施行する。

(鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正)

2 鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

普及所
コ

を

普及
センター
コ

に改める。

様式第三号から様式第五号まで及び様式第七号から様式第九号までの規定中「**農業改良普及所**」を「**地域農業改良普及センター**」に改める。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十月十四日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の地方機関の項中

良普

農業改良普及所

を

地域農業改
及センター

に改める。

(農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則(昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十四条の二第四項本文」を「第十四条の二第五項」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第三条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三

十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中
農業改良普及所
を
地域農業改良普及センター
に改める。

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第四条 職員の職務の級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の地方機関の項中

農業改良普及所

を

地域農業改良普及センター

に改める。

附則

この規則は、平成六年十月十五日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十月十四日

鳥取県人事委員会委員長 加藤 威

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三知事の事務部局の項中

農業改良普及所

を

地域農業改良普及センター

に改める。

別表第五の第二を次のように改める。

第二 条例第三十一条第二項の規定を適用する場合の基準

一 職員が長期間の研修のため国等に派遣される場合(赴任することとなる場合を除く。)において、当該派遣に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。

二 条例第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する扶養親族移転料のうち、六歳未満の者に対する航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額の二分の一に相当する額を支給するものとする。

附則

1 この規則は、平成六年十月十五日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則別表第五の規定は、平成六年八月一日以後に出發した旅行について適用する。